

月刊 労運研レポート No. 39

2017年9月10日号

「巻頭言」 安倍の9条改憲を阻止しよう……………	中岡基明	2P
安倍の改憲動向と改正案の問題点……………	千葉雄也	5P
「働き方改革」に対決する労働運動の構築を……………	伊藤彰信	7P
第9回研究会「水道事業民営化について考える」報告……………	三澤昌樹	12P
9・4 ファーストフード労働者世界同時アクション……………	編集部	15P
第5回労働運動研究討論集会の総括会議を開催……………	事務局	16P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

＜巻頭言＞

総がかりを超える総がかりで、安倍の 9 条改憲を阻止しよう！

中岡基明（労運研共同代表）

9月8日、この秋の臨時国会にも改憲案を提示したいとする安倍首相による改憲を許さない大行動に向けてキックオフ集会が開催された。主催したのは「安倍 9 条改憲 NO! 全国市民アクション実行委員会」である。この全国市民アクションは安倍政権の暴走を止め、改憲を許さないとして、国会包囲行動や大規模なデモなどを繰り返してきた「総がかり行動実行委員会」が安倍首相による 9 条改憲強行の現実的危険性を前に「総がかり行動を超える総がかり行動」へと闘いの輪を全国の隅々まで行き渡らせ、ひと回りもふた回りも大きく作り、拡げようという目的で結成されたものである。全国各地で安倍改憲 NO! の大規模集会を開催するとともに、3000 万人の統一署名を実現して改憲の発議を阻止すること、万が一、改憲の賛否を問う国民投票が実施された場合には否決する事が可能な大きな世論の盛り上がりを作ろうとするものである。

この全国市民アクションを呼びかける発起人として総がかり行動を支えてきた呼びかけ人に加えて、あらたに内田樹さん、梅原猛さん、田原総一郎さんなど 19 人（別掲）が名を連ねて「安倍首相による憲法 9 条改憲に NO!」を突きつけようと参加している。

2012 年、第二次安倍政権が発足し、14 年末には総選挙に大勝した安倍首相は圧倒的な議会多数派を背景にした「安倍一強」といわれる独裁的政権運営体制を敷き、悲願である憲法 9 条を直接ターゲットとして破壊しようとしてきた。2014 年には集団的自衛権の行使容認を閣議決定で強行し、15 年には戦争法を強行採決して憲法 9 条の実質的に空洞化させようとし、今年 5 月の憲法記念日には「2020 年、オリンピックの年には 9 条に 3 項を加えて自衛隊を明記する」と明文改憲を宣言した。具体的内容と日程まで言及し、今年中には発議できるように準備するとしてきた。

ところが、森友・加計学園問題や陸上自衛隊の南スーダン日報隠蔽問題など国政の私物化、記録の改竄・隠蔽問題などで大きな批判を浴び、安倍首相の支持率は 30% 台にまで急落した。東京都議選では自民党は大敗し、労働者・市民の怒りの前に安倍一強体制にも揺らぎが見えてきたのである。慌てて 8 月には内閣改造を行った結果内閣支持率は 40% 前後に回復したものの、安倍首相を信頼できないとする人は依然として 60% にも達したままである。

しかし、「戦後レジームからの脱却」を憲法を変えることに固執する安倍首相は、8 月内閣改造と同時に行った自民党役員人事で、党内における憲法改悪の旗振り役を務

めてきた高村副総裁を続投させ改憲への意欲を示した。高村氏は首相に「党は私に任せてほしい、政府は経済第一で」と述べたとされている。自民党憲法改正推進本部の人事では、慎重派であった船田元本部長代行から保岡興治氏を本部長に据えて安倍首相の任期内改憲に向けて改憲発議を行える体制を作ってきた。「遅くとも年内をめどに党の意見をとりまとめて衆参両院の憲法審査会に提案したい」としている。安倍政権は「9条改憲へのロードマップ」着々と進めている。特定秘密保護法から集団的自衛権行使容認、戦争法、共謀罪を強行成立させてきた安倍首相にとって、憲法を改正して名を残すことは最後の悲願となっているのである。

安倍自民党は公明党を利権によって掌中に収め、都知事選・都議選において不協和音がでたものの、小池百合子東京都知事が率いる都民ファーストや維新の会は所詮同じ穴の貉であり、これら政党は日本会議や神道政治連盟で繋がる歴史修正主義と極右政治を共通の根っことして持つ集団に過ぎないのである。衆参両院の三分の二を与党が占め、改憲へのまたとないチャンスとして突き進んでいるのである。

この間、「安倍政治を許さない！」を合い言葉に市民運動・労働運動を牽引してきた「総がかり行動実行委員会」は「野党は共闘！」「野党は頑張れ！」と野党が共闘し、総力で安倍政権打倒のために協力するための接着剤となってきた。大きな運動を総がかり行動が牽引し、選挙では市民連合が各地で野党の統一候補を擁立し、当選を実現させるために奮闘する闘いを作り出してきた。2016年参議院選挙では自公与党の勝利を許したものの、東北地方などの一人区で野党統一候補が勝利し、野党共闘が自公与党から議席を奪い返すことに不可欠な闘いであることが明らかになったのである。10月22日には衆議院補欠選挙（愛媛、青森、新潟）が行われる。これらの選挙区で野党統一候補が実現すれば改憲派の自民党候補者を落選させることが不可能ではないことが先の参議院選挙の得票数を見ても明らかである。

民進党は蓮舫代表から前原誠司代表に交代して新体制を発足させ、飛び立ったものの残念ながらダッチロールを起こしてしまっている。人事問題での躓きや山尾議員のスキャンダルに出鼻を挫かれた格好である。また、前原氏は野党共闘の見直しを指示したと言う。安倍政権によって戦後日本の根本である憲法が破壊され、平和と民主主義社会から戦争と独裁の社会へ取って代えられようとしている今こそ野党共闘が求められていることは誰の目にも明らかである。

「安倍政治を許さない！」闘いが野党共闘を促進してきたことは明らかである。民進党の混迷を克服し、野党共闘の再構築と強化に向けた労働運動・市民運動の拡大が急務である。大衆的闘いで安倍打倒の大きなうねりを呼び起こすことが肝心である。

「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」が出発した。11月3日には2015年の戦争法反対闘争を上回る国会大包囲行動が予定されている。全国各地で市民アクションを立ち上げ、11.3国会大包囲行動に結びつけていくこと、3000万人統一署名の実現に全力で取り組むことが求められている。

＜安倍 9 条改憲 NO! 全国市民アクション 発起人＞

有馬頼底（臨濟宗相国寺派管長）、内田樹（神戸女学院大学名誉教授）、梅原猛（哲学者）、落合恵子（作家）、鎌田慧（ルポライター）、鎌田實（諏訪中央病院名誉院長）、香山リカ（精神科医）、佐高信（ジャーナリスト）、澤地久枝（作家）、杉原泰雄（一橋大学名誉教授）、瀬戸内寂聴（作家）、田中優子（法政大学教授）、田原総一郎（ジャーナリスト）、暉峻淑子（埼玉大学名誉教授）、なかにし礼（作家・作詞家）、浜矩子（同志社大学教授）、樋口陽一（東北大学・東京大学名誉教授）、益川敏英（京都大学名誉教授）、森村誠一（作家）



9・8 全国市民アクション キックオフ集会（中野ゼロホール）

安倍の改憲動向と改正案の問題点

千葉 雄也（労運研事務局）

自民党内で進む改憲作業

安倍総理は5月3日の憲法記念日に、「9条の平和主義の理念については、未来に向けて、しっかりと堅持していかなければならない」としたうえで、「1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法9条に関する改憲を行い、「2020年中に施行したい」と公言しました。

公明党と日本維新の会をとりこむために「高等教育の無償化」「参院の合区解消」や「緊急事態条項」の創設も議論に入る予定です。この安倍総理の発言によって、自民党は今年中に9条改憲案を作成し、来年に国会提出をする方針で動いています。また、公明党、日本維新の会も7月から9条改憲案を議論するとしています。

しかし、自民党は7月の都議選で惨敗しました。

それでも、安倍首相は今秋の臨時国会への党改憲案提出について予定通りを強調していましたが、公明党の山口代表は「政権の課題は経済再生」とけん制、石破茂衆議院議員は「都議選はなんだったのか」等々、慎重論が噴出し、支持率が急落する中で先行き不透明との観測も出できました。実際、「もり・かけ疑惑」隠しと政権の浮揚をねらって第3次内閣改造を行った安倍首相も、改憲について前言を翻したかのごとく「改憲日程ありきではない」とも述べました。

しかし、首相の意を受け、その体制を強化した自民党改憲推進本部は、この秋の臨時国会へ改憲原案を提出し、そして来年通常国会で改憲を発議するという方針はなんら変えていません。自民党の憲法改正推進本部は8月23日の幹部会合で、根本匠元復興相を新設の事務総長に、岡田直樹幹事長代理を事務局長に充てる人事を決めました。根本氏は安倍首相の盟友の一人とされています。実務の中心には岡田参院憲法審査会幹事を充てました。岡田氏は、「創生日本」の事務局次長を務め、参院でも一貫して改憲問題に関与してきた人物です。同推進本部は、8月29日より、四つの論点の二巡目の議論に入る予定と報道がされています。他方、同本部内では9条改定案を巡って幹部間（インナーグループ）での検討会が開始され、高村副総裁は11月下旬までに党の改憲案を国会に提示するスケジュールを堅持するとしています。

首相発言は、党サイドとの単なる「役割分担」に過ぎないものです。虎の子（3分の2超の国会改憲勢力）をバックにして必ず改憲攻撃を仕掛けてくる。これには安倍首相の支持勢力・日本会議が暗躍していることも明らかだと構えなければなりません。

自衛隊を明記する「9条3項加権」論の狙いは何か

日本国憲法第9条は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求

し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」となっています。だから歴代政府は「国民の生命・安全を守るために、必要最小限度のぎりぎりの装備だけは許される」と解釈し、自衛隊ができることについて、なぜそれが「できる範囲内なのか」を一つひとつ国民に説明しなければなりませんでした。

そこで改憲案です。例えば、伊藤哲夫私案(日本会議政策委員)では、「但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力を否定するものではない」と言っています。古屋圭司私案(自民党衆院憲法審査会幹事)は、「前項の規定にかかわらず、自衛のために自衛隊を置くことができる」としています。2015年の安保法制の成立で、自衛隊に何ができ、何ができないか、よくわからないものになりましたが、安保法制は全面的な集団的自衛権行使を認めていません。政府も「限定的だ」としています。伊藤案では「確立された国際法に基づく」とし、集団的自衛権を認めた国連憲章 51 条を念頭に集団的自衛権を全面的に認められる条文になっています。古屋案では「自衛のため」とあります。「個別的自衛のためだけ」という限定はありません。したがって、全面的な集団的自衛権行使が可能となります。

教育の無償化、緊急事態に対する対応は

高等教育の無償化は、日本維新の会を意識しているのだと思います。しかし、日本維新の会は、予算が付かない形ではありますが、それを推進する法案をすでに出しています。そうであれば、教育の無償化について民進党や共産党も前向きですから「維新案」に賛成し予算を付ければいいだけです。憲法 26 条の解釈として、「義務教育は最低限無償化しなければいけない」と言っているだけで、その上がどういう制度をとるかは全く自由です。

災害時(緊急事態)に国会議員がフルでそろっているのは理想的ですが、制度として考えていくと難しい点があります。ただ、現状の参院は諸外国にくらべると災害に強い制度となっていると理解されています。それは衆参両院とも「国民代表制」となっているからです。普通、第二院は地域代表や貴族院です。いかなる状況になっても日本では「国民代表の議員」が必ずいる仕組みになっています。衆院解散時に緊急事態が起き、急いで法律を作り、補正予算を組む必要が生じたら、国会で決めるべきことを参院が単独で決められるようになっています(参院の緊急集会 第 54 条)。

差し迫ってきた安倍改憲とどう闘うか

安倍の改憲策動に対して、私たちはいかなる陣形で臨んでいくのか。

戦争させない・9 条壊すな! 総がかり行動実行委員会が構想を提起しました。これまでの運動(戦争法廃止、共謀罪廃止、森友・加計疑惑(権力の私物化)追及・糾弾、沖縄との連帯・辺野古新基地建設反対、格差・貧困の解消など)を安倍政権打倒! を目指していっそう強化していく。そして同時に、この秋からは「総がかりを超える総がかり

運動」として憲法9条改憲反対に特化した「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」運動に取り組んでいくとしています。

巻頭言の中岡さんの提起にもありますが、全国津々浦々から、憲法と民主主義をまもる大結集を実現し、「戦争する国」づくりと対決し、安倍9条改憲を絶対に許さない決意で頑張り合うときです。

「働き方改革」に対決する労働運動の構築を

伊藤 彰信（労運研事務局長）

安倍内閣の支持率が急落しているなかで、「働き方改革」は安倍政権の重要な政策として浮上してきている。それゆえ、「働き方改革」の欺瞞性を暴露・批判すること、「働き方改革」に込められた資本家が意図する労働政策の本質を見抜き、労働側から戦略的な闘いを組織することが労働運動にとって重要な課題になってきている。

「働き方改革」一括法案に全面的に反対しよう

8月30日に労働政策審議会労働条件分科会が開かれ、厚生労働省は秋の臨時国会に「働き方改革」の一括法案を提出することを明らかにした。

ひとつは、「残業代ゼロ法案」といわれる高度プロフェッショナル制度と裁量労働制の拡大である。これは2年前に労基法改正案として国会に提出され、今まで一度も審議されることもなく、共謀罪の強行採決の影響で今年の通常国会で廃案となったものである。

もう一つは、長時間労働の是正のための時間外労働の上限規制である。3月13日の労使合意に基づいて、6月5日の労働政策審議会労働条件分科会で労基法改正が建議されている。その内容は、①現行の時間外限度基準告示である月45時間、年360時間を法律に格上げする、②特例として、臨時的な特別な事情がある場合の労使協定においても上回ることをできない時間外労働時間を年720時間とする（2か月ないし6か月平均で80時間以内、単月で100時間未満、月45時間の時間外労働を上回る回数は年6回まで）というものである。

さらに、「同一労働同一賃金」もこの一括法案に含まれるといわれている。昨年12月にガイドラインが示されたが、法制化すべき部分が一括法案に盛り込まれるだろう。そして、政府は、これら3つを柱とする7法案を一本化して臨時国会に提出することになっている。

連合は、7月13日、安倍首相に対して労基法改正案に対して要望書を提出した。そ

の内容は、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大については、あくまでも「企画、立案、調査及び分析」業務に限定し商品販売のみの業務を対象にしないこと、高度プロフェッショナル制度については、健康・福祉確保措置の義務化をすることであった。しかし、高度プロフェッショナル制度を容認する連合指導部に対しては組織内外からの批判があり、連合指導部はこの要請を撤回した。

8月30日の労働条件分科会で連合の代表は、法案の一本化に反対であること、高度プロフェッショナル制度と裁量労働制の拡大に反対する、時間外労働の上限規制については賛成することを表明した。この対応は誤りである。高度プロフェッショナル制度に反対することは当然であるが、過労死ラインまでの時間外労働を容認する法制化にも反対すべきである。なぜなら、特例条項を認めること、特例条項で「何時間まで残業して良いか」と議論することがナンセンスなのである。そして、「労働時間規制が法律で行われることは前進である」とか「同一労働同一賃金は格差の解消につながる」とかいう捉え方は、安倍政権と財界が目論む「新たな労働支配」の意図を見抜けていないことに他ならないからである。

長時間労働是正の視点

「働き方改革」全般にわたる批判は紙面の都合上できないので、ここでは秋に焦点となる長時間労働是正について述べてみる。

使用者が労働者を1日8時間を超えて働かせることは労基法違反であり、犯罪である。労働者の同意（労基法36条）を得て、はじめて、時間外労働をさせることができる。現行の時間外限度基準告示は、月間45時間以上の時間外労働は健康障害をもたらすものであり、2か月ないし6か月平均で80時間以上、単月で100時間以上の時間外労働は過労死をもたらすものである、という前提に立っている。80時間や100時間を時間外労働の規制ラインにする連合指導部の考え方は、過労死や健康破壊を容認するものである。労働者は労働力を売っても生命や健康を売っているのではないことを改めて確認しておこう。

それだけではない。労働時間規制については、「生命と健康」の観点だけではなく、「生活」の観点からも捉える必要がある。「かえせ生活時間」プロジェクトの提言は、人間の生活は1日単位であり、寝だめ、食いだめはできないのだから、週単位、月単位、年単位で労働時間を考えるのは無意味であるという前提に立っている。その是正要求を極端に要約すれば「36協定時間の罰則付き上限規制は必要ない。必要な規制は1日の最長時間規制であり、1日の最長時間規制を10時間までとすれば、あとの規制（例えばインターバル規制）はいらない」、「時間外労働については、割増賃金で清算するのではなく、時間で清算する。すなわち休暇を付与する」ということである。

私は、この視点はディーセントワークを追求する観点からも重要であると考え。使用者は労働者に対する安全配慮義務を負うとするだけでなく、ディーセントワークを「労働の権利」としても捉えるとともに、使用者は労働者に対する人格尊重義務（個人の幸福追求権の保障、パワハラ防止、家族生活保障など）を負わねばならないとする問

題提起として、労働運動は受け止めなければならない。

「働き方改革」の狙いは何か

「働き方改革」は、アベノミクス第二ステージの成長戦略である「一億総活躍プラン」の一環として打ち出されたものであり、さらなる生産性向上を図ろうとするものである。したがって、非正規労働者と正規労働者との格差・差別をなくすとか、働く者の人権を尊重するというような労働者を保護し、働く者の権利を擁護するとして打ち出されたものではない。「働き方改革」は、現状の格差・差別を容認し、労働の概念を変えて労働者の権利を奪おうとする安倍政権の政策なのである。

「働き方改革」は、「同一労働同一賃金」、「長時間労働の是正」に留まらない。雇用関係によらない「柔軟な働き方」、解雇の金銭解決を含む「転職・再就職支援」など広範囲にわたっている。

長時間労働の是正について、労働時間規制の適用除外となる高度プロフェッショナル制度と時間外労働の上限規制という全く相矛盾する政策を打ち出していると批判する人がいるが、一見矛盾したように見える労務管理政策をセットとして打ち出していることこそ、「働き方改革」の本質であることを見抜いておかなければならない。

「働き方改革」は、「少子高齢化」社会における労働力人口の減少時代の労働力対策として、また将来的に第四次産業革命と言われる「AI時代」の働き方を模索・想定しながら、生産性向上のために多様な働き方を用意していくことに主眼がある。それは非正規労働者の増大のきっかけとなった1995年の「新時代の日本的経営」に代わる新しい労働モデルを模索しているのではないだろうか。

例えば、労働時間規制がなく、就労場所、職務などの制限がない「正社員」（AIをつくる労働者）、労働時間規制があり、就労場所、職務などの制限がある「限定正社員」（AIに使われる労働者）、雇用関係によらず請負契約によって働く「個人請負労働者」（AIによって仕事を置き換えることができない分野の労働者）などに類型化することではないかと想像するのは私の邪推であろうか。

安倍政権は、企業利益を第一に考える「企業ファースト」意識に埋没した連合指導部を取り込むとともに、「働き方改革は格差をなくす改革」と称して自らを「非正規労働者の救世主」と売り込んで非正規労働者の支持を取り込もうとしているのである。安倍政権の打ち出してくる「働き方改革」を、「良い働き方改革」と「悪い働き方改革」があると見るのではなく、資本家のための「働き方改革」として拒否して、労働者のための「働き方改革」を我々が作り上げることが求められている。

「企業ファースト」意識から脱却し、差別を克服する連帯を

長時間労働是正が進まないのは、是正を望まない労働者がいるからである。「過労死するぐらいなら、無理に働かなければ良いのに」と言った社長がいた。確かに、残業をするかしないかの判断は労働者が行うものであって、使用者に言われるままにするものではない。しかし、残業をせざるを得ない実態がある。「企業競争、国際競争に勝った

めには長時間労働が必要だ」と考える労働者がいるし、「長時間労働をしなければ生活できない」、「長時間労働をしなければ、契約更新、昇進・昇給に影響する」と考える労働者がいる。いずれも「企業あつての労働者」意識、すなわち「企業ファースト」意識である。

高度成長時代にあつては、中小企業は大企業と比べて賃金は低かったが、中小企業労働者は長時間労働をすることによってそれなりの賃金を得ることができたのである。しかし、低成長時代（ここ25年ほど日本経済はほとんど成長していない）にあつては、「企業あつての労働者」意識はますます強くなり、大企業労働者は国際競争力に勝つためにガムシヤラに働き、雇用不安定、低賃金労働者である非正規労働者を増大させることによって自らの雇用と労働条件を守ろうとしてきたのである。そこには「下請企業労働者は元請企業労働者よりも賃金が低いのは当たり前」「非正規労働者は正規労働者よりも賃金が低いのは当たり前」という「差別」を助長させ、非正規労働者の低賃金長時間労働を生む格差社会を容認してきたのである。その意味で、労働組合も過労死の「幫助」をしていた、36協定違反を放置していたのであれば過労死の「共犯」となっていたと言われても過言ではない。

労働組合が「過労死社会」の一翼を担ってきたという反省なくして、長時間労働是正の闘いはありえない。労働組合が、自らの賃金引上げを中心とする運動しかしてこなかったことの反省なくして、現在の格差・差別を固定化し、合法的なものにしようとする「働き方改革」と対決する運動をつくることはできない。

企業を防衛し、生産性の向上に労働者が協力することによって労働者の賃金・労働条件を向上させることができると考える労働運動理念に対して、働くことが人間の社会生活を築く根源であり、人間が働くことの尊厳があつてこそ、個人が幸福を追求できる土台であるという考え方で労働運動理念をつくりかえなければならない。「働き方改革」にどう対応するかは、よりましな賃金奴隷をめざすのか、尊厳ある労働社会をつくるのかという根源的な問題が問われていると言える。

労基法改正要求と職場での長時間労働をなくすたたかいを

では、安倍政権の「働き方改革」攻撃とどう闘ったらよいのだろうか。労基法改正をめぐる闘いと職場での闘いのふたつの面から見てみたい。

当面の長時間労働是正措置として、労基法改正案を労働者の共通の要求としてつくることである。時間外労働の上限規制は、月間45時間、年間360時間以下にすることに止め、特例条項の廃止、適用除外（自動車の運転業務、建設事業、研究開発の業務、医師など）の廃止などを内容とする労基法改正案である。日弁連も当面の措置として提言して内容であり、この要求案を軸にナショナルセンターを超えた幅広い共闘体制をつくることである。

職場では、どのような闘いが求められるだろうか。「自分の職場だけ労働時間を短縮すれば企業間競争に負けてしまう」という意識を克服するためには、企業間競争を規制できるように企業を超えた運動をつくっていく必要がある。労基法改正要求を産業別、

地域別に交渉し実現していくことであり、残業拒否も辞さない闘いを組織することが必要である。

労働時間法制や36協定について知らない労働者が多いことを忘れてはならない。特に労働組合のない職場においては、残業は拒否できないものと思込まされている労働者が多い。闘いをすすめるにあたっては、現場における次のような取り組みが重要である。

第一に、残業代の請求を積極的に行い、サービス残業をなくすことである。所定労働時間は何時間なのか、始業と終業はいつなのか、残業代の発生はいつからなのか、時間外労働や休日労働や深夜労働の割増賃金はいくらなのか、労働協約や就業規則の点検と学習が必要である。

第二に、固定残業代制度の廃止である。所定労働時間と所定外労働時間を明確にし、残業代を基本給に繰り入れる必要がある。元祖固定残業代制度である教員の給与特別措置法は廃止すべきである。

第三に、変形労働時間制のあり方や裁量労働制の範囲の見直し作業を行うことである。

第四に、36協定締結者である労働者代表に時間外労働の規制を推進する人を選出することである。そのためには、長時間労働是正要求を掲げ、労働者代表選挙で非正規労働者の共感を得ながら当選をめざすことである。会社が勝手に労働者代表を指名して36協定を結んでいる場合が多い。労働者代表の署名人が誰であるかを調べ、資格要件を満たした労働者代表なのか点検する必要がある。非正規労働者が増えてきているので、多数派労働組合が労働者の過半数を代表しているとは限らないケースが増えてきている。

第五に、職場において、非組合員、非正規労働者を含めた労働時間に関する法制度と36協定に関する学習活動が極めて重要である。若い労働者は、1日の労働時間は8時間以下であること、36協定があること、固定残業代は違法の可能性が高いことなどを知らない。若い人に労働時間法制について知らせる活動をすることである。

最賃引上げ闘争と連動し、ブラック企業をなくす社会的運動を

以上の取り組みとともに、時間外労働が規制されることによって収入が減る不安を解消するためには、賃金引き上げが不可欠である。長時間労働を是正し、「8時間働けばフツーに暮らせる社会を」実現するためには、低賃金差別構造を打破して、賃金格差を是正する運動、すなわち最低賃金の大幅引上げ運動と連動して闘わなければならない。企業間競争を規制する意味でも重要である。

例えば、社会労働保険未加入事業者を公契約から排除する動きがあるように、公契約条例や民間下請契約においても長時間労働を行っている事業者との取引を停止するなど、労働基準法を守らないブラック企業を規制する社会的規制含めて、官民労働者が連携するなど闘い方はいくらでもある。

このような、職場からの取り組みなくして、労基法改正に関する運動もつukれない。この秋こそ、長時間労働是正の一大キャンペーンを仕掛ける秋である。

「水道事業の民営化について」の報告

三澤 昌樹（労運研事務局）

労運研第9回研究会を8月25日に開催しました。今回の研究会は「水道事業の民営化について」をテーマに、全水道東京水道労働組合の中川崇さんを講師に招き、お話を伺いました。

現在「水道事業の民営化」は世界的規模で進行しています。日本に於いてもその動向を免れられないのですが、あまり知られていないのが現状です。実際には、水道施設に関する公共施設などに関する運営権を民間事業者に設定できる仕組みの2018年4月からの導入を図る「水道法の一部を改正する法律案」が国会に上程され、継続審議になっており、水道事業における民営化をめぐる問題は喫緊の課題になっています。今回の研究会はこうした状況を受けて開催しました。

以下は中川さんのお話の要旨を事務局でまとめたものです。

水道事業を知るために、はじめに、古代ローマの古代水道と、1829年に英国で始められた近代水道と水道事業の歴史について、水が生命、文明の源であり、水争いの元でもあったことなど、水の重要性を再認識させる話を交えて話がされました。

【水道事業の民営化の流れ】

水道事業の民営化への転機は、1992年に開催された「水と環境に関する国際会議」におけるダブリン宣言（ダブリン4原則）の中の「水は経済的な価値を有し、経済財として認識されるべきである」が発せられたことにあると言えます。1995年には、当時世界銀行副総裁であったセラゲルディン氏は「20世紀は石油を巡る戦争であった。だが21世紀は水を巡る戦争の時代になるだろう」と述べたことに象徴されるように、1990年代半ばから新自由主義政策に加え、21世紀の水争奪戦を視野に多国籍資本と世界銀行・国際通貨基金（IMF）が動き出しました。こうした中、国連は国連ミレニアム・サミットで「2015年までに、安全な飲料水と基礎的な衛生施設（下水道）を継続的に利用できない人々の割合を半減する」目標を掲げ前述の動きを後押しすることになります。ちなみに世界の3大水ビジネス企業は、フランスの、ヴェオリア、スエズと英国（後にドイツ資本が買収）のテムズ・ウォーターです。日本も荏原、日輝、三菱商事が出資し、東京都水道局との技術提携のもと「水ing」というアジア最大規模を目指す会社を立ち上げており、国からの支援の拡大と事業への参入を狙っている段階です。水道事業の

民営化は、年金基金が投資先として投入されるように民間水道企業が投資対象になることを意味しています。そのために様々な弊害も伴ってきます。

世界の水道事業の民営化を見ると 1980 年代は、世界各国での財政危機を背景に世界銀行と IMF が水道事業の民営化を推進しました。民間企業は利潤追求をはかるため、「現行の料金逡増性や節水と相反する」だけでなく、後述するように問題が多発し、再公営に向かう動きが世界的には潮流となっています。実際 2015 年までに、37 カ国 235 事業体で再公営化が行われています。

●民間企業による劣悪な管理運営

ダルエスサラーム（タンザニア）、アクラ（ガーナ）、マプート（モザンビーク）

●投資の不足

ベルリン（ドイツ）、ブエノスアイレス（アルゼンチン）

●事業コストと料金値上げをめぐる対立

アルマイト（カザフスタン）、マプート（モザンビーク）、インディアナポリス（米）

●水道料金の高騰

ベルリン（ドイツ）、クアラルンプール（マレーシア）

●民間事業者への監督の困難さ

アトランタ（米）

●財務の透明性の欠如

グルノーブル（フランス）、パリ（フランス）、ベルリン（ドイツ）

●人員削減と劣悪なサービス品質

アトランタ（米）、インディアナポリス（米）

【日本での動き】

日本に於いては新自由主義の大きな流れにも関わらず、水に関しては、これまで「強力なナショナリズム～安全保障と水」（自民党「水の安全保障研究会」水の安全保障戦略機構「チーム水・日本」という壁に阻まれ、「一周遅れの水ビジネス」という状況にあったといえます。しかし、フランス企業のヴェオリアが 2006 年と 2009 年に広島市、埼玉県、千葉県で運転維持管理業務を受託すると、石原元東京都知事が対抗的反応を強く示しました。政財官学は世界の水道民営化の失敗を総括し、日本の水道事業の海外進出を目指し出しています。当時猪瀬直樹氏は「水の大東亜共栄圏」発言をしていたりします。

経済産業省は、原子力発電、高速鉄道、水ビジネスを成長戦略と位置づけて、「国際貢献」に名を借りて経済進出を進めています。また産官学で産業競争力を高める政策提言を行う「産業競争力懇談会」は「急拡大する世界水ビジネス市場へのアプローチ」をテーマに報告書を 2008 年に出しました。こうして官民連携による水の技術移転、国際貢献による海外進出が進められてきています。

【水道事業の現状】

水道法は原則市町村による運営を定めています。水道事業体は全国で 1,351 です。また水政策は、厚労省、国交省、経産省、環境省、農水省、総務省と多くの省庁にまたがる完全な縦割り行政の中に置かれています。料金格差も最低と最高では約 10 倍の差があり、スケールメリットを図る場合、広域化を行えば料金の低いところ（多くは大都市圏で利用者数が多い）を上げざるを得ません。一方で、人員削減、退職不補充により技術の継承、人材育成がうまくいっていない状況があります。更に施設の更新や耐震補強が必要な時期になっていて多額の資金が必要な時期に達しています。また施設の老朽化による自然災害リスクを抱えて民営化も進んでいないのが状況です。

【2017 年水道法の改正と大阪市での水道事業民営化】

現在国会では水道法の改正が継続審議中です。この中ではコンセッションという民営化の手法が取り上げられている。指定管理者制度が「施設の所有と運営権は自治体を持ち、運営を任せる」ものであるのに対しコンセッションは、「運営権も民間に任せる」ものであり、「施設中の設備も、料金も」民間に任せるもという違いがあります。

背景には人口減少、需要減、施設更新費用増などによる水道料金引き上げ問題があります。民営化と民間活力導入が決して料金引き下げを目的にしたものではありません。水道料金の引き上げは水道事業 TOP の最大の悩みのたすきです。

大阪市水道局では、前大阪市橋本市長が府知事時代、二重行政の解消を目的に府内水道事業の統合進めようとしたましたが議会で否決されました。すると今度は水道事業の民営化に舵を切り、施設は市が保有し、運営権を民間企業に渡すという水道の「上下分離」を打ち出しました。しかし、これも議会で否決され、現吉村市長は、施設は市が保有し、市が 100% 出資する新会社が運営する「上下分離」型を再提案してきました。2017 年 3 月市議会で、病院、交通、下水道の民間譲渡が条例化される中で、水道事業民営化条例は廃案にすることができました。このことは市民の取り組みと市民運動のバックアップがあつてこそ実現できたことです。

水道法の改正問題をはじめとした、水道事業の民営化に抗する取り組みにおいては、「料金」「水質」「水量」などへの市民の目線に立った「公営」へのこだわりも重要です。貿易自由化の流れの中で、今後は「水道法」自体が関税障壁とされ問題視されることにもなりかねません。

最後に、「愛のない人生を送った人は多いが、水のない人生は誰も送ることはできない」という W.H オーデンの詩の引用で、水問題の重要性を訴えてお話を締めくくられました。その後、質疑を受けた後、研究会は終了しました。

(文責：事務局)

● 渋谷のマクド前で声あげる～

＝9.4 ファストフード労働者世界同時アクション＝



9月4日、アメリカのレイバーデー（労働者の日）に合わせた「ファストフード労働者世界同時アクション」が世界各地で開催された。日本では渋谷のマクドナルド店前でアピール行動が行われた。「賃金が低すぎるから長時間労働を強いられている。これをなくすためには8時間でまともに暮らせるようにしなくてはならない」と、主催者の河添誠さんは「最賃アップ、

時給 1500 円」の重要性を強調した。

さすがに渋谷は国際都市、ドナルドのピエロ姿が目立って、外国人が次々に寄ってきてシャッターを切っていた。スイス・マレーシア・カルフォルニア・オーストラリア等々。

オーストラリア人に話を聞くと、最賃時給は 15 豪ドル（日本円 1300 円）で日本より断然高かった。驚いたのはその人は警察官で労組に入っていること。「日本の警察官には組合がない」と言うと今度は先方が驚いて「組合ないの？ 組合は必要、大切なものだ」と言っていた。

マクド前では下町ユニオンのメンバーが「10 月から東京の最低賃金は 26 円上がって 958 円になるが、これではまともに暮らしていけない。生活できる賃金を求めていこう！」と声を上げた。

アピール隊一行は、渋谷センター街の行動のあとハチ公前に移動して、街頭宣伝を行なった。非正規労働者の当事者としてマイクを握ったのは、東京メトロ売店で働く後呂良子さん。

「10 年以上働いても手取りは 13～14 万円だととても厳しい。そして一番感じているのは東京の家賃が高すぎること。給料をすべて持っていかれる。最低賃金を上げること、家賃を下げること。貧困をなくすためには、この運動と一緒に必要だ」と強く訴えた。

（「レイバーネット日本」のホームページから転載）



渋谷センター街マクドナルド店前でアピール

第5回労働運動研究討論集会の総括会議を開催

5月28日、29日に箱根で開かれた第5回労働運動研究討論集会から3カ月たったが、総括会議を9月3日、都内で開催した。

「初めての泊まり込み、分科会設定の討論集会としては成功したのではないか」、「田端先生の記念講演も時代をどう見るかという点では世界的な視点を示してもらった」、「日曜日～月曜日という日程であったため、月曜に参加できなかった人がかなりいた」と事務局側から大まかな総括があった。「講演は難しかった」、「分科会の参加人数にバラツキがあった」、「取り組み状況や問題点の指摘はできたが、どのように運動を広げていくのか、職場に浸透させていくのかの討論が不十分だった」、「どのように運動をつくっていくのか分からない新しい執行委員にも分かるような議論を」などの注文も出された。

秋の取り組みでは、総選挙も取りざたされているなかで、安倍の「働き方改革」が選挙の重要な政策の一つになってきていることを確認した。

連合は高度プロフェッショナル制度と裁量労働制の拡大について反対する立場になったが、時間外労働の上限規制では100時間を容認する態度である。一括法案ではなくて法案を分離するように要求しているが、連合の対応は心配だ。労運研としては厚生労働省の時間外労働の上限規制案に反対していくべきだという意見が強く出された。

最低賃金大幅キャンペーンとして秋に主要都市で集会を開いていく計画である。「いまますぐどこでも時給1000円に！時給1500円をめざして」に新たに「1日8時間労働で暮らせる最賃を！」をスローガンに加えたので、労働法制改悪反対の集会とも連携していく。労運研としてもそれら地域集会を仕掛け、応援していくことを確認した。

改正地方公務員法によって、一部臨時職員のスト権がはく奪されることになる。また、会計年度職員となることによって雇用が不安定になる。この影響は労運研に結集している組織に大きく現れるので、関係するメンバーが集まって情報交換をする場をつくるようにすることにした。

研究課題としては、最低賃金引き上げについては、地域格差をなくすこと、地域最賃と職種最賃の区別とそれぞれの位置づけを明確にして引上げ方法を検討すること、長時間労働是正については、職場での闘い方の工夫、改正地方公務員法対策では労働者供給事業の検討などが提起された。

このような秋の闘いと研究課題について議論したあと、第6回労働運動研究討論集会を来年の4月21日（土）、22日（日）の二日間、箱根で開催すること、第1回実行委員会を今年の11月23日（水・祝）に開催することを確認して終了した。